

掛川市条例第26号

掛川市税条例及び掛川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例及び掛川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(掛川市税条例の一部改正)

第1条 掛川市税条例(平成17年掛川市条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第7条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第7条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定</p>

適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(特別土地保有税の減免)

第128条 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人

資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(特別土地保有税の減免)

第128条 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人

番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(3) (略)

3 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 (略)

6・7 (略)

8・9 (略)

10 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分に

番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(3) (略)

3 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 (略)

6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7・8 (略)

9 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14・15 (略)

16 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

17 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分に

ついて、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) (略)

9 (略)

ついて、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

(掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 掛川市税条例の一部を改正する条例（平成27年掛川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前			改正後		
第5条 (略)			第5条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 前項の規定の適用がある場合における新条例第108条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			3 前項の規定の適用がある場合における新条例第108条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第108条第1項	<u>第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の	第108条第1項	<u>施行規則第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式

		5 様式
第108条第2項	<u>第34号の2の2様式</u>	(略)
第108条第3項	<u>第34号の2の6様式</u>	(略)
第108条第4項	<u>第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	(略)

4～6 (略)

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第108条第4項及び第5項、第110条の2並びに第111条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第10条第3号	<u>第45条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u> 、 <u>第108条第1項若しくは第2項の申告書又は第127条第1項の申告書</u> でその提出期限	(略)
(略)		
<u>第110条の2</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		

8～9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす

第108条第2項	<u>施行規則第34号の2の2様式</u>	(略)
第108条第3項	<u>施行規則第34号の2の6様式</u>	(略)
第108条第4項	<u>施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	(略)

4～6 (略)

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、市税条例第10条、第108条第4項及び第5項、第110条の2並びに第111条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第10条第3号	<u>第93条の6第1項の申告書、第108条第1項若しくは第2項の申告書又は第127条第1項の申告書</u> でその提出期限	(略)
(略)		
<u>第110条の2第1項</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		

8～9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす

る。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
(略)		
第7項の表第110条の2の項	(略)	(略)
(略)		

11 (略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
(略)		
第7項の表第110条の2の項	(略)	(略)
(略)		

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び

る。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
(略)		
第7項の表第110条の2第1項の項	(略)	(略)
(略)		

11 (略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
(略)		
第7項の表第110条の2第1項の項	(略)	(略)
(略)		

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項

(略)			(略)		
第7項の表第 110条の2の 項	(略)	(略)	第7項の表第 110条の2第 1項の項	(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中掛川市税条例の一部を改正する条例附則第5条第7項の改正（「、新条例」を「、市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第10条第3号の項中「第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）は、平成29年1月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第17条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第30条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第17条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第30条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第17条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第30条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第17条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第30条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第17条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第30条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第17条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第30条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 8 新条例附則第17条の2第16項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第30条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第18条第8項第5項の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。